

## ○事務事業評価の判断基準

| 視 点 |                | 区 分 |                     |  |
|-----|----------------|-----|---------------------|--|
| 必   | 住民からのニーズは高いか   | a   | 増大又は極めて高い           | ○住民からのニーズは高いか。<br>○事業の実施に際して、村民から多くの要望があったか。   |
|     |                | b   | 従来どおり又は高い           |  |
|     |                | c   | 減少又はやや低い            |  |
|     |                | d   | かなり減少又は低い           |  |
| 要   | 手段、成果の妥当性      | a   | 妥当である               | ○事務事業の目的の実現に対する手段、成果は妥当であるか。   |
|     |                | b   | ほぼ妥当である             |  |
|     |                | c   | 改善の余地あり             |  |
|     |                | d   | 改善が必要               |  |
| 性   | 対象者の設定は妥当か     | a   | 妥当である               | ○事務事業の対象者の設定は妥当であるか。   |
|     |                | b   | ほぼ妥当である             |  |
|     |                | c   | 改善の余地あり             |  |
|     |                | d   | 改善が必要               |  |
| 性   | 村の関与は妥当か       | a   | 村以外の主体へ移管する余地はない    | ○村が関与する妥当性、範囲等は適切であるか。<br>○民間への移管は可能か。又、移管すべきものが含まれていないか。<br>※「当面は村以外の主体へ移管する余地はない」とは、法律・制度の改正といった状況の変化があれば移管を検討できるが、現段階では村が実施することはやむを得ないものを指します。    |
|     |                | b   | 当面は村以外の主体へ移管する余地はない |  |
|     |                | c   | 一部を村以外の主体へ移管できる     |  |
|     |                | d   | 大半を村以外の主体へ移管できる     |  |
| 性   | 総合判定           | A   | 極めて高い               | ※上記の3点の個別判定について、最低の評価とイコールとなるようにして下さい。<br>※たとえば、全て「a」なら、総合判定は「A」となります。<br>※ひとつでも「c」があれば、総合判定は「C」となります。   |
|     |                | B   | 高い                  |  |
|     |                | C   | 認められる               |  |
|     |                | D   | 低い                  |  |
| 有   | 期待される効果が得られたか  | A   | かなり効果あり             | ○事業量及び事業効果について、良い方向に向かっているか。<br>○近隣自治体と比べ、効果が上がっているか。  |
|     |                | B   | 一定の効果あり             |  |
|     |                | C   | 効果は認められる            |  |
|     |                | D   | ほとんど効果なし            |  |
| 効   | コストを削減に努めたか    | a   | 余地なし                | ○予算、人員を縮減することは可能であるか。<br>○効率的な執行を工夫できる余地はないか。<br>※「当面は余地なし」とは、法律・制度の改正といった状況の変化があれば検討可能であるが、現段階では検討の余地がないものを指します。                                    |
|     |                | b   | 削減に繋がった             |  |
|     |                | c   | 検討したが削減に繋がらなかった     |  |
|     |                | d   | コスト削減に努めなかった        |  |
| 率   | 効率性を高める工夫はされたか | a   | 効率性を高める余地なし         | ○効率性を高めるための工夫はされたか   |
|     |                | b   | 工夫を行った              |  |
|     |                | c   | 効率性を考えず実施した         |  |
|     |                | d   | 必要だができなかった          |  |
| 性   | 総合判定           | A   | 極めてよい               | ※上記の2点の個別判定について、最低の評価とイコールとなるようにして下さい。<br>※たとえば、全て「a」なら、総合判定は「A」となります。<br>※ひとつでも「c」があれば、総合判定は「C」となります。   |
|     |                | B   | まあまあよい              |  |
|     |                | C   | 一部改善の余地あり           |  |
|     |                | D   | 改善を要する              |  |
| 公   | 受益者負担は適切か      | A   | 検討の余地なし             | ○事業効果が一部に限定されることなく、全ての対象者・受益者が事業の恩恵を受けられる制度であるか。<br>○受益者負担を求めている、いない状況が適切であるか。<br>※「当面検討の余地なし」とは、法律・制度の改正といった状況の変化があれば検討可能であるが、現段階では検討の余地がないものを指します。 |
|     |                | B   | 当面検討の余地なし           |  |
|     |                | C   | 一部余地あり              |  |
|     |                | D   | かなり検討の余地あり          |  |
| 合   | 総合評価           | A   | 極めて良好に実施            | ○事務事業の実績・効果をもとに、必要性、有効性、効率性、公平性の観点から総括する。<br>○事業実施する上で課題はあるか。  |
|     |                | B   | 適切に実施されている          |  |
|     |                | C   | 一部改善の余地あり           |  |
|     |                | D   | 改善を要する              |  |